

芽室町の公の施設に係る指定管理者制度導入基本方針

(平成16年10月1日)

【目次】

指定管理者制度の概要	-----	1 頁
1 指定管理者制度とは	-----	1 頁
(1) 地方自治法の改正	----	1
(2) 指定管理者制度の目的	----	1
(3) 従来の公の施設の管理委託と指定管理者制度との比較	----	1
(4) 公の施設について	----	2
2 指定管理者制度の法規定	-----	2 頁
(1) 指定管理者制度を適用する場合に条例で定めるべき事項	----	2
(2) 指定の方法	----	2
(3) 事業報告書の提出	----	3
(4) 利用料金制	----	3
(5) 業務・経理状況報告書の提出	----	3
(6) 指定の取消し	----	3
(7) 指定管理者に支出する管理委託費等の協定	----	3
指定管理者制度運用基本方針	-----	4 頁
1 基本方針の位置付け	-----	4 頁
2 指定管理者制度の適用方針	-----	4 頁
3 指定管理者制度と個別の業務委託	-----	6 頁
4 指定管理者制度における「管理」の考え方について	-----	6 頁
5 指定の手続き	-----	7 頁
(1) 指定管理者制度の導入スケジュール	----	7
(2) 条例・規則の制定及び改正	----	8
(3) 指定管理者の募集	----	9
(4) 指定管理者選定委員会の設置	----	9
(5) 指定管理者選定のための評価基準の作成	----	9
(6) 指定管理者の指定の期間	----	10
(7) 協定の締結	----	10
6 その他	-----	11 頁
(1) 個人情報保護と情報公開	----	11
(2) 指定管理者制度導入にあたっての運用フロー	----	12
(3) 芽室町の公の施設一覧	----	13

指定管理者制度の概要

1 指定管理者制度とは

(1) 地方自治法の改正

地方自治法（以下、法という）の一部を改正する法律（平成15年6月公布、9月施行）により、「公の施設」の管理に関し、これまでの「管理委託制度」にかわって「指定管理者制度」が導入されました。

これにより、現在管理委託を行っている施設については、経過措置期間の改正法施行日から3年以内（平成18年9月）までに、指定管理者制度への移行をしなければならないこととなります。

(2) 指定管理者制度の目的

「多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもの（総務省通知）」です。

(3) 従来の公の施設の管理委託と指定管理者制度との比較

	従来の公の施設の管理委託	指定管理者制度
管理主体	公共団体（例：土地改良区）、公共的団体（例：農協、町内会、婦人会、商工会）、政令で定める出資法人（1/2以上出資等）に限定。	特に制約はない。（株式会社を含む法人その他の団体） 法人格は必ずしも必要ではないが、個人は不可。
法的性格	条例を根拠として締結される契約に基づく具体的な管理の事務または業務の執行の委託である。（公法上の契約関係）	指定管理者制度における「管理の指定」は行政処分的一种であることから、指定を受けた者に公の施設の管理権限を委任する。（管理代行）
管理権限	設置者の地方公共団体が有する。	指定管理者が有する。
施設の使用許可	受託者ができない。	指定管理者が行うことができる。
基本的な利用条件の設定	受託者ができない。	条例で定めることを要し、指定管理者はできない。
不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用の許可	受託者ができない。	指定管理者はできない。
公の施設の設置者としての責任	地方公共団体にある。	地方公共団体にある。

	従来の公の施設の管理委託	指定管理者制度
利用者に損害を与えた場合	地方公共団体にも責任が生じる。	地方公共団体にも責任が生じる。
相手方の業務	施設、設備の維持管理 利用料金制度は採ることができる。	施設の利用に関する許可権限。(民間も可) 施設、設備の維持管理 利用料金制度は採ることができる。
条例で規定すべき事項	委託条件、委託の相手方等。	指定管理者の「指定の手続」。 指定管理者が行う「管理の基準」、「業務の範囲」。 指定管理者の指定は、議会の議決が必要。

(4) 公の施設について

「公の施設」とは、「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設」(法第 244 条)とされています。(13 頁の「芽室町の公の施設一覧」参照)

ただし、住民の利用に供することが目的ではない施設(例えば、役場庁舎)は、これに該当しません。

個別の法律(学校教育法、河川法、道路法等)で管理主体が限定される施設については、指定管理者制度の対象外となります。

今回の法改正により、公の施設の管理については、指定管理者制度を適用するか、直営で(個別に業務の一部委託を行って)管理をしていくかの選択をすることになります。

2 指定管理者制度の法規定

(1) 指定管理者制度を適用する場合に条例で定めるべき事項

つぎの事項を条例で定める必要があります。

指定の手続。(法第 244 条の 2 第 4 項)

指定管理者が行う管理の基準。(法第 244 条の 2 第 4 項)

【管理の基準とは】

施設の休館日、開館(利用)時間の基本的事項など、適正な管理に必要不可欠な業務の基本的事項。

指定管理者が行う業務の範囲。(法第 244 条の 2 第 4 項)

【業務の範囲とは】

使用許可の扱い、利用料金制、施設の維持管理範囲など、指定管理者が行う業務を具体的に定めたもの。

(2) 指定の方法

指定管理者の指定は、あらかじめ議会の議決が必要です。(法第 244 条の 2 第 6 項) 次の事項を議決します。

ア 指定管理者に管理を行なわせようとする公の施設の名称。

イ 指定管理者となる団体の名称。

ウ 指定の期間。

指定管理者の指定は期間を定めて行うことが必要です。(法第 244 条の 2 第 5 項)

指定管理者の指定の期間は、地方自治法上は条例事項とはされていませんが、議会の議決事項の内容には含まれます。

(3) 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後、管理する公の施設の管理業務に関し、事業報告書を提出しなければなりません。(法第 244 条の 2 第 7 項)

(4) 利用料金制

地方公共団体が適当と認めるときは、利用料金制(公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受する制度。ただし、料金の上限は町が条例で定めます。)をとることができます。

(法第 244 条の 2 第 8・9 項)

(5) 業務・経理状況報告の提出

地方公共団体は、指定管理者に対し公の施設管理の適正を期するため、管理業務または経理状況の報告を求め、実地調査と必要事項の指示をすることができます。(法第 244 条の 2 第 10)

(6) 指定の取り消し

地方公共団体は、指定管理者が町の指示に従わないとき、また、管理を継続することが適当ではないと認めるとき、指定の取り消し、または業務の停止を命ずることができます。(法第 244 条の 2 第 11 項)

(7) 指定管理者に支出する管理委託費等の協定

指定管理者制度における「管理の指定」は行政処分的一种であり、指定を受けた者に公の施設の管理権限を委任するものなので、従来の委託契約ではなく、地方公共団体と指定管理者の間で協定等を締結することが適当であるとされています。(総務省自治行政局長通知)

指定管理者制度運用基本方針

1 基本方針の位置付け

町は、行政のスリム化と行政サービス効率化のために、「第7次芽室町行政改革大綱」や、「民間活用基本計画」を策定して、事務事業の民間委託等の取り組みを行っています。

地方自治法の改正により、公の施設管理について、新しく指定管理者制度が導入されたことに対応するために、芽室町としての制度適用の基本的な方針を定めることとします。

この基本方針を、現在策定中の「民間委託実施計画」の公の施設管理に関する委託方針に反映させ、指定管理者制度を適用させるか、あるいは直営として個別に業務の一部委託を行って行くかの選択をしていくこととします。

また、この基本方針については、公の施設の効果的、効率的な管理を通して、施設設置目的を最大限に発揮されるよう、今後、他の自治体の動向や社会情勢を見極め、必要に応じて見直しを行います。

なお、公の施設のうち、保育所（市街地保育所（園） 農村地域保育所） 特別養護老人ホーム、公立芽室病院については、この基本方針の対象外とします。

2 指定管理者制度の適用方針

住民サービス向上と経費縮減に、民間の能力を活用するという指定管理者制度創設の趣旨や、個別の業務委託に比べて指定管理者制度が法制度において選定手続の公正性・透明性が担保され、町民への説明責任も果たしやすい仕組みになっていることから、公の施設管理にあたっては原則として指定管理者制度を適用することを基本とします。

しかし、施設の利用実態、管理・委託形態は様々であり、一律に指定管理者制度を適用することは難しいと考えられるので、施設をつぎのように分類して指定管理者制度の適用方針を定めるものとします。

施設分類の考え方

公の施設を、（1）施設そのものを地域、町民、企業の利用に供することが中心の施設（場所提供施設）（2）施設の持つ機能を活用して、サービスの提供を行う施設（サービス提供施設）に分類します。

さらに、この分類を、「行政が主体となって行うもの」と、「民間の手法を活用すべきもの」にそれぞれ細分類し、4類型で対応するものとします。

（1）場所提供施設

行政が主体となって行う施設

業務内容が、提供場所の管理を主としており、委託による管理経費の節減を図る施設で、地域住民（企業）が主に利用する地域福祉館、コミュニティセンターや、公共性の高い道路、公園などの施設については、指定管理者制度の対象としないものとします。

ただし、引き続き個別の業務委託に積極的に取り組み、管理経費の縮減に努めるものとします。

対象施設

総務課(31)（生活館4、地域福祉館20、生活改善センター1、コミュニティセンター2、

児童館 2、老人憩いの家 1、上美生農村環境改善センター1) 保健福祉課(1) (心身障害者地域共同作業所 1) 農林課(4) (林業研修センター1、農業研修センター3) 商工都市振興課(1) (東工業振興センター1) 建設水道課(2) (道路施設 1、都市公園 1) 社会教育課(10) (勤労青少年ホーム 1、地域体育館 9)	計 4 9
--	-------

民間の手法を活用すべき施設

現在の業務内容としては、提供場所の管理が主であるが、民間の能力を活用することにより、新たに住民サービスの提供が可能と考えられる施設で、当面は指定管理者制度の適用を行わず、個別の業務委託を積極的に進めることで、経費縮減を図ることとしますが、受け皿である指定管理者の調査等を継続して行い、将来的に指定管理者制度への移行を目指すものとします。

対象施設	
商工都市振興課(1) (パークゴルフ場 1) 社会教育課(8) (健康プラザ 1、野球場 2、運動広場 3、パークゴルフ場 2)	計 9

(2) サービス提供施設

行政が主体となって行う施設

業務内容は、施設の持つ機能を活用したサービスの提供を主としているが、現時点で、的確な民間事業者での代替の可能性が低く、行政によりサービスの効率化、高質化と経費縮減を図ることが望ましい施設で、当面は指定管理者制度の適用を行わないものとするが、先行して個別の業務委託を積極的に進め、社会情勢や業務実績を見極めた上で、指定管理者制度への移行を行うものとします。

対象施設	
住民生活課(1) (斎場 1) 保健福祉課(1) (ふれあい交流館 1) 農林課(1) (ふるさと交流センター1) 建設水道課(2) (下水道施設 1、水道施設 1) 社会教育課(3) (中央公民館 1、図書館 1、ふるさと歴史館 1、)	計 8

民間の手法を活用すべき施設

業務内容は、施設の持つ機能を活用したサービスの提供を主としており、市場の競争原理を働かせることで、いっそうの管理経費縮減とサービス内容の充実が期待できる施設で、本基本方針に沿って、積極的に指定管理者制度を適用していくものとします。

対象施設	
農林課(3) (畜牛育成牧場 3) 商工都市振興課(2) (めむろ駅前プラザ 1、新嵐山スカイパーク 1) 社会教育課(4) (集団研修施設 1、総合体育館 1、水泳プール 2)	計 9

3 指定管理者制度と個別の業務委託

指定管理者制度を適用する施設については、個別の「施設の設置及び管理条例」で、指定管理者への「管理代行」や「業務の範囲」を規定する必要があるため、条例に定められた具体的な業務が指定管理者制度の業務となります。

したがって、条例に「管理代行」の規定がない施設は、すべての業務が個別委託の対象であるといえます。

ただし、指定管理者制度を適用しない施設において、使用許可に関する業務を委託することは、委託者に業務権限を任せられない行政権行使に関するものとされているため、個別の業務委託とすることはできないと解されます。

このことから、業務内容をもって、公の施設に指定管理者制度を適用するか、あるいは個別の業務委託にするかを判断することはできないものと考えられます。

なお、現在行っている施設管理に関する業務委託契約を、継続して個別の業務委託とする場合は、具体的な業務範囲を契約の中に規定して委託することが必要と思われます。

< 個別の業務委託例 >

施設の日常的な管理業務

鍵の管理、館内の整頓、利用申請受付、窓口対応、館内警備など

施設の維持に関する業務

館内清掃、エレベーター等の保守点検、維持補修、周辺整備（草刈、除雪）など

施設の管理業務を分割し、指定管理者制度と個別の業務委託を併存させることは、円滑な施設管理を阻害する可能性があるため、行わないものとします。

また、指定管理者制度を適用した施設で、指定者自身が行うことのできない業務（例えば、清掃、機器等の保守点検、警備など）については、指定管理者が個別に業務委託できるものとします。

4 指定管理者制度における「管理」の考え方

公の施設に関しての「管理」は、

施設の維持を目的とした管理業務。

< 例えば > 警備・清掃、維持補修。

施設の設置目的を達成するための利用者サービス事業等の運営業務。

< 例えば > 利用許可、講座・教室開催、保育業務。

の2つを包括したものと、捉えることができます。

施設により異なる維持管理業務及び運営管理業務のどこまでを指定管理者制度に適用させるのか、施設の管理所管課において指定業務の範囲として明確にしておく必要があります。

5 指定の手続

(1) 指定管理者制度の導入スケジュール

(*平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度で管理を開始する場合の例)

<p>「基本方針」作成 (平成 16 年 7 月～ 8 月)</p>	<p>指定管理者制度導入の基本方針を作成。</p>
<p>「民間委託実施計画」作成 (平成 16 年 9 月)</p>	<p>基本方針に基づき「民間委託実施計画」を作成し、施設ごとに指定管理者制度の適否と、移行予定時期を決定。</p>
<p>「手続き条例」制定 (平成 16 年 12 月)</p>	<p>指定管理者の指定に共通した手続き(申請方法、選定基準等)に関する「条例」と「規則」を制定。 総務課が所管。</p>
<p>「施設の設置及び管理条例」 改正 (平成 17 年 6 月)</p>	<p>指定管理者制度へ移行する施設 条例に「管理基準」「業務範囲」等を制定。 「設置条例」に「管理委託」規定があつて指定管理者制度を適用しない施設 条例の「管理委託」条項を削除。</p>
<p>「選定委員会」設置 (平成 17 年 7 月)</p>	<p>平成 16 年 12 月制定の「手続きに関する条例施行規則」に基づく指定管理者の選定委員会を設置。 「選定の評価基準」及び「標準的な指定期間」を制定。</p>
<p>公募等 (平成 17 年 7 月)</p>	<p>公募する場合は、広報誌、すまいるボード、ホームページなどで募集要領(施設概要、募集資格、選定基準、指定期間等)を告知。 公募でない場合は、指定する団体等に対して、応募申請の依頼。</p>
<p>応募申請の受付 ↓ (7 月～ 8 月)</p>	
<p>指定管理者の選定審査 (平成 17 年 9 月)</p>	<p>公募の有無にかかわらず、「選定の評価基準」に照らし、選定委員会で指定管理者候補を選定して町長に報告。 選定経過等を広報誌、すまいるボード、ホームページ等で公表。</p>
<p>指定管理者候補の決定 (平成 17 年 10 月)</p>	<p>選定委員会の報告をもとに、町長が決定。</p>
<p>指定にあたっての議決 (平成 17 年 12 月)</p>	<p>「施設名称」「指定管理者の名称」「指定期間」の議決。 * 議決は、その後に行う指定(行政処分)の準備段階と解されるので、議決段階での予算措置は不要とされる。</p>
<p>管理費の予算議決 (平成 18 年 3 月)</p>	<p>新年度予算として、1 年分の管理費を議決。</p>
<p>指定管理者の指定と協定締結 (平成 18 年 3 月)</p>	<p>予算議決後、指定の告示。 基本協定(指定期間)と年度協定(年間の管理費)の 2 協定。</p>
<p>管理の実施 (平成 18 年 4 月)</p>	<p>指定管理者による管理開始。</p>

(2) 条例・規則の制定及び改正

指定管理者制度の導入にあたり、関係する条例及び施行規則の制定、または改正が必要になります。

「芽室町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」(総務課所管)

指定管理者の指定に共通する手続きなどを、統一的に取り扱うための通則条例として新規に制定します。

<規定すべき内容の例>

- ア 公募の場合に明示する事項
(施設概要、資格、受付期間、選定基準、管理基準、業務範囲と内容、利用料、指定期間等)
 - イ 申込み時の提出書類
 - ウ 選定の基準
 - エ 公募によらない候補者の選定基準
(例：公募への応募者がいないとき、公募が適さない施設、指定が不可能となったとき)
 - オ 選定結果通知
 - カ 指定管理者の指定告示
 - キ 協定の締結事項
(指定期間、業務範囲・内容、事業報告、個人情報保護、管理費用、指定取消、損害等)
 - ク 業務報告の聴取、調査・指示
 - ケ 指定取消し、業務停止
 - コ 事業報告書の提出
 - サ 秘守義務、個人情報の扱い
 - シ 原状回復義務
 - ス 賠償責任
 - セ 利用者の損害賠償
- } 全ての個別の「施設の設置及び管理条例に」規定があれば不要

「芽室町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」(総務課所管)

指定管理者の指定に共通する手続きに関する通則条例の施行規則を新規に制定します。

<規定すべき内容の例>

- ア 募集方法
- イ 申込み資格、書類
- ウ 選定委員会の設置、組織等
- エ 指定通知

個別の「施設の設置及び管理条例」の改正(施設管理課所管)

* 指定管理者制度を適用する施設

- ・ 施設の設置及び管理条例に「管理代行」と「管理基準」の項目を追加して全部改正をします。

(「管理代行」～業務の具体的範囲、「管理基準」～休館、開館時間等)

* 指定管理者制度を適用しない施設

- ・ 「管理委託」の規定がある場合は、同条項を削除して改正します。
- ・ 「管理委託」の規定がない場合は改正しません。

(3) 指定管理者の募集

指定管理者の指定にあたっては、公募を原則とします。

ただし、つぎに該当すると認められるときは、公募によらないで指定候補者を選定することができるものとします。

公募に対し応募者がいないとき。

指定管理者に選定された団体を指定することが不可能、または不相当と認められる事情が生じたとき。

指定管理者の指定を受けた団体が、協定を締結しないとき。

上記の公募によらないことの事由は、「芽室町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に規定するものとします。

公募にあたっては、町広報誌、町掲示板「すまいるボード」、インターネットホームページなどを活用し、「めむろまちづくり参加条例」の運用方針に沿って、幅広く募集することとします。

(4) 指定管理者選定委員会の設置

庁内に、指定者選定の公平性・透明性を確保するための「指定管理者選定委員会」を設置します。

選定委員会は、公募、非公募を問わず指定管理者に応募してきた指定候補者の事業計画書に基づき審議を行い、結果を町長に報告するものとします。

審議にあたっては、別に定める「選定のための評価基準」に照らし、総合的に検討・判断して候補者の選定を行うものとします。

候補者の選定後は、町民チェック機能の確保を図るため、選定経過などを公表するものとなりますが、審議内容など委員会運営については、審議団体の経営状況など具体的なものにおよぶこともあるので非公開とします。

「指定管理者選定委員会」の処務は、総務課において処理することとします。

(5) 指定管理者選定のための評価基準の作成

「指定管理者選定委員会」での候補者審議において、町としての統一した「選定のための評価基準」を作成して公平性を確保する必要があります。評価基準には、つぎの審査項目を取り入れたもので作成するものとします。

< 評価基準に設定する審査項目 >

利用者の平等な利用を確保すること。

審査視点～利用制限の有無、不平等な優遇、利用者への接遇。

利用者に対するサービスの向上が図られること。

審査視点～利便性、利用しやすい施設か、利用者要望への対応。

施設の効用を最大限発揮すること。

審査視点～施設利用促進、効率的な管理、利用料金設定。

施設の適切な維持管理が図られること。

審査視点～施設管理の安全性確保、事故への対応体制、業務の人員配置。
管理経費の縮減が図られること。

審査視点～町の支払う管理経費の縮減、管理に対する創意工夫。
管理を安定して行う能力があること。

審査視点～管理実績、団体の物的・人的能力、団体の安定性・継続性、納税状況。
地域住民の声が反映されること。

審査視点～管理の公平性・透明性、意見の反映策。

(6) 指定管理者の指定の期間

指定の期間については、従来の委託契約のように単年度ではなく、施設サービスの継続性、利用実態、指定管理者の安定した管理期間、指定管理者での雇用安定性、長期固定による管理の硬直化排除、利用料金の見直しなどを総合的に判断し、施設区分ごとに標準的な指定期間を定めることとします。

(7) 協定の締結

指定管理者の指定後、町は指定管理者と従前の委託契約に代えて、管理業務実施の必要事項について協定を締結するものとします。

協定は、「基本協定」及び「年度協定」の2種類とし、標準的なものとしてつぎの事項を協定内容に盛り込むものとします。

<基本協定>

指定期間の開始時に、一度だけ締結します。

- ・ 事業、管理業務の実施内容に関する事項。
- ・ 管理の基準 ～ 条例、募集要領、仕様書を遵守すること。
- ・ 指定期間。
- ・ 業務の範囲。
- ・ 施設使用料の扱いに関する事項。
- ・ 個人情報の保護に関する事項。
- ・ 情報公開に関する事項。
- ・ 事業報告書の作成、提出に関する事項。
- ・ 指定の取消し、管理業務の停止に関する事項。
- ・ 会計区分。
- ・ 財産管理。
- ・ 協定の解除。
- ・ 指定者の変更により、新指定管理者への管理に関する必要事項の引継ぎ義務。
- ・ 損害賠償。
- ・ 原状回復義務。
- ・ 権利譲渡禁止。
- ・ 町の方針遵守に関する事項。
- ・ 年度協定の締結。

<年度協定>

年間の管理費と支払いに関する協定で、毎年度開始時に締結します。

- ・ 年度協定期間。
- ・ 管理費の額。
- ・ 支払い方法。
- ・ 年度協定期間のみの特別な事項。

6 その他

(1) 個人情報保護と情報公開

個人情報保護について

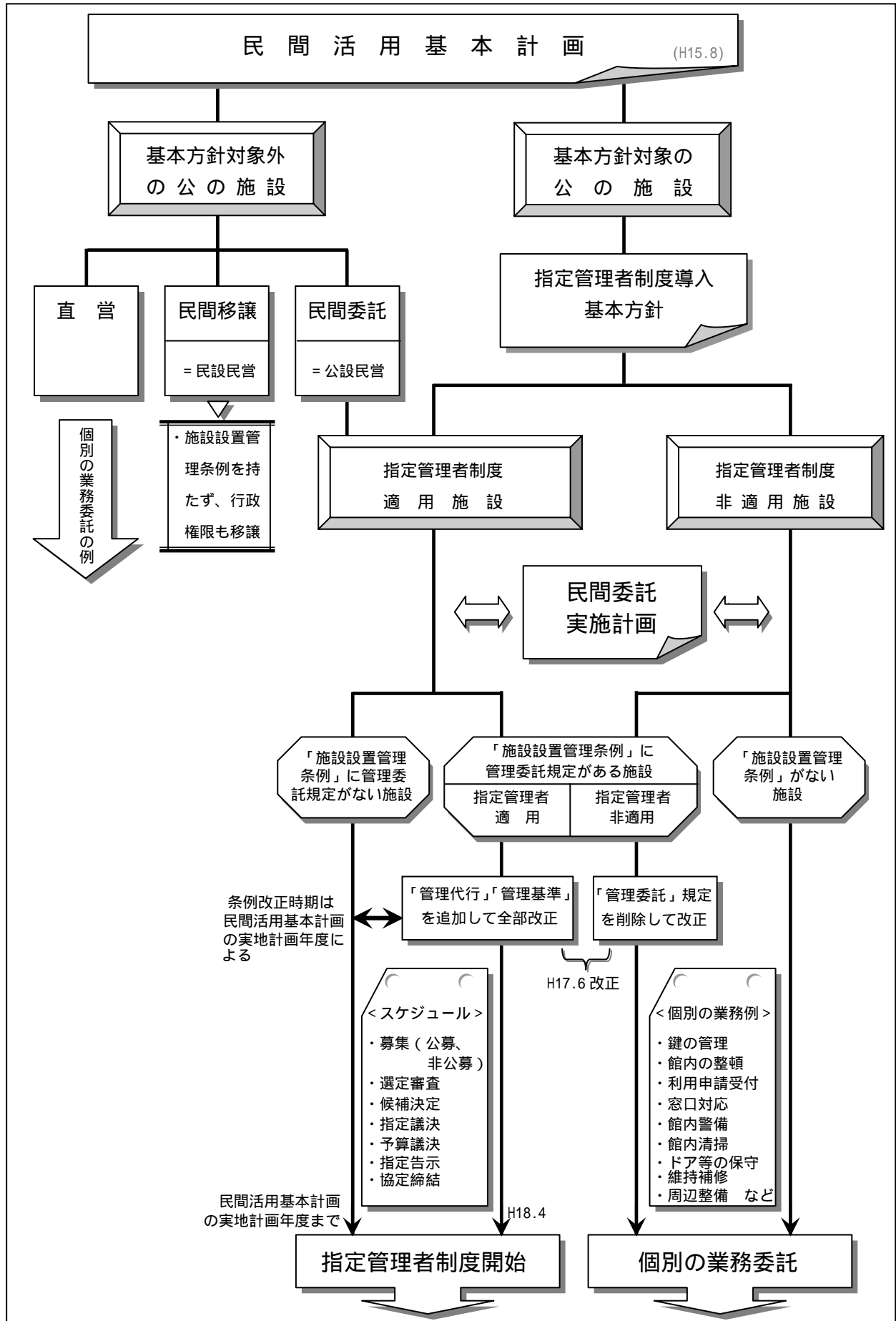
町が指定管理者に課す個人情報保護については、平成16年12月に制定予定の「芽室町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に、「個人情報の取扱い」事項を規定するとともに、指定管理者と締結する「基本協定」にも関係する条例の遵守を規定し、公の施設を管理するにあたり知りえた利用者情報等の保護についての必要な措置を義務付けるものとします。

また、「芽室町個人情報保護条例」に「指定管理者に関する特例」を規定して、同条例の指定管理者にも適用させる改正を行うものとします。

情報公開について

指定管理者に対する議会、町民チェック機能を担保するため、「芽室町情報公開条例」に「指定管理者の公文書公開」を規定し、指定管理者の公の施設管理に関して保有する文書の公開、閲覧、写し交付、町への提出を求めるものとします。

(2) 指定管理者制度導入にあたっての運用フロー



(3) 芽室町の公の施設一覧

所管課	施設名	施設数	「管理委託」規定の有無	
総務課	1 生活館	4	有	管理委託 3、直営 1
	2 地域福祉館	20	有	管理委託 9、直営 11
	3 生活改善センター	1	有	直営 1
	4 コミュニティセンター	2	有	管理委託 1、直営 1
	5 児童館	2	無	
	6 老人憩いの家	1	無	
	7 上美生農村環境改善センター	1	無	
住民生活課	8 斎場	1	無	
保育所 指定管理者基本 方針対象外	9 保育所	2	無	
	10 農村地域保育所	14	有	管理委託 8、休所 6
	11 保育園	1	無	
保健福祉課	12 ふれあい交流館	1	有	管理委託 1
	13 心身障害者地域共同作業所	1	有	管理委託 1
特別養護老人ホーム	14 特別養護老人ホーム	1	無	指定管理者基本方針対象外
農林課	15 ふるさと交流センター	1	無	
	16 林業研修センター	1	無	
	17 農業研修センター	3	有	管理委託 1、直営 2
	18 畜牛育成牧場	3	無	
商工都市振興課	19 めむろ駅前プラザ	1	有	管理委託 1
	20 東工産業振興センター	1	有	管理委託 1
	21 パークゴルフ場	1	無	
	22 新嵐山スカイパーク	1	有	管理委託 1
建設水道課	23 道路施設	1	無	
	24 下水処理施設	1	無	
	25 水道施設	1	無	
	26 都市公園	1	無	
社会教育課	27 中央公民館	1	無	
	28 図書館	1	無	
	29 ふるさと歴史館	1	無	
	30 集団研修施設	1	無	
	31 勤労青少年ホーム	1	無	

所管課	施設名	施設数	「管理委託」規定の有無	
社会教育課つづき	32 総合体育館	1	無	
	33 地域体育館	9	有	管理委託 9
	34 水泳プール	2	無	
	35 健康プラザ	1	無	
	36 野球場	2	無	
	37 運動広場	3	無	
	38 パークゴルフ場	2	無	
公立芽室病院	39 公立芽室病院	1	無	指定管理者基本方針対象外
計		94		

【説明】

- * No26, 36, 37, 38 は同一条例（芽室町都市公園条例）で規定。
- * 管理委託の規定が有る条例数 12 条例。
- * 管理委託している施設数 36 施設。（地域運営委員会 15, 出資法人 1, 公共的団体 20）
- * 管理委託規定があって直営をしている施設数 16 施設。
- * " 休所している施設数 6 施設。（農村地域保育所 6）
- * 管理委託規定がなくて直営をしている施設数 36 施設。